

農政 一 5 7
令和7年11月26日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

秩父市長

市町村名 (市町村コード)	秩父市 (11207)
地域名 (地域内農業集落名)	影森・浦山地区 (影森第1~6区、日向)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

影森地区は露地野菜など小規模経営が散見される中、観光農業としていちごやぶどうのほ場が点在する。影森養蚕所では養蚕業を継続している。市街化の進行と耕作放棄地の拡大が課題である。浦山地区は数少ない農家が分散錯闊状態で、地形的にも集約は難しく、シカやイノシシ、クマによる食害が深刻である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

影森地区は観光農業のいちごやぶどうを推進するとともに、小規模農家についても後継者不足・耕作放棄地拡大への対策として新たな担い手の参入や新規就農者の確保・育成に取り組む。浦山地区では都市交流などのコミュニティ機能や農村地域の維持を図るとともに、鳥獣による被害防止対策に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	75 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	75 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農地及びその周辺の土地を農業上の利用が行える区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地を貸したい人が農地中間管理機構を活用できるように、農地中間管理事業を推進していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地を借りたいという方がいたら農地中間管理機構を活用するよう働きかける。

(3) 基盤整備事業への取組方針

行っていない。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

秩父農林振興センターや埼玉県農林公社、JAと連携し、地域内外から多様な経営体の参入について調整・検討していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

地域内で農作業の効率化を図るため、中心経営体へ作業委託を積極的に行い、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣による被害防止対策が急務となっている。